

高 健 障 第 2 1 8 6 号
令 和 5 年 3 月 2 0 日

高槻市自立支援医療（育成医療・更生医療）

指 定 医 療 機 関 各 位

高槻市健康福祉部福祉事務所
障 が い 福 祉 課 長

令和4年度高槻市自立支援医療（育成医療・更生医療）指定医療機関を対象とする
集団指導について（通知）

平素より、本市の福祉行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第66条に基づく、指定自立支援医療機関への集団指導として、下記ホームページにて「高槻市自立支援医療（育成医療・更生医療）指定医療機関手引き」にまとめておりますので、必ずご確認及び遵守いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、以下の通り主な変更点及び留意点等についてお知らせいたします。

【主な変更点及び留意点等】

1. 変更届の控えの返却を希望する場合

変更届については、承認通知等はい行いませんので、收受確認印が必要な場合は、控え用の変更届を作成し提出してください。郵送による提出時に、控えの返送が必要な場合は、宛先等の記入及び切手を貼付された返信用封筒を同封してください。

2. 訪問看護ステーションに関する変更届について【職員の定数】

訪問看護ステーションにおいて、従前の取り扱いでは、定数確認のため、人員変更がある度変更届け出をご提出いただいておりますが、職員の採用や退職に伴い職員数に変更が生じた場合であっても、（運営規定等に定める）職員の定数を変更しない場合は、都度の届出は必要ありません。

【高槻市自立支援医療（育成医療・更生医療）指定医療機関手引き】

高槻市ホームページ＊ページID検索に『090391』と入力し検索

高槻市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課

自立支援医療(育成・更生) 担当：長谷川・河村

Tel (072) 674-7164

Fax (072) 674-7188

E-mail hukusi-82@city.takatsuki.osaka.jp